

入札説明書に対する質問への回答（第2回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
1	23	第4	6		-	提案の予定価格	バイオマス比率61.1%、非バイオマス比率38.9%と記載がございます。長岡市様の寿クリーンセンターおよび鳥越クリーンセンターの実測値かと推察しますが、設定根拠となるデータ(過去5年分など)をご提示願います。	別紙29を追加します。本事業への入札参加を予定する者(法人に限る)への提供方法は、入札説明書p7ア(イ)の要領によります。
2	33	別紙3	1	(2)	-	運営業務に係る費用の対価	サービス購入量D(変動費)について、表9算定方法に「…なお、変動費の単価をマイナス単価とすることは認めない。」とありますが、以下の理由から変動費でのマイナス単価も可としていただくようお願いします。 または、第18号様式(入札価格内訳書)の②運営・維持管理に係る対価(エ+オ+カ)に、事業者収入として「基準売電電力料相当額+インセンティブ対象売電料相当額」の項目を追加し、マイナス表記としてよろしいでしょうか。 【理由】 薬品などの用役費用は支出としてプラスとなりますが、売電は収入としてマイナスとなります。つまり、売電収入が用益費用より大きくなるとマイナス単価になります。マイナス単価が不可の場合、サービス購入量D(変動費)ではなく、サービス購入量C(固定費)とせざるを得ません。この場合、売電収入が固定化され、民間事業者のリスクとなり事業費を押し上げることに繋がります。	サービス購入料D(変動費)のマイナス表記は認めません。第18号様式(入札価格内訳書)の②運営・維持管理に係る対価(エ+オ+カ)に、事業者収入として「基準売電電力料相当額+インセンティブ対象売電料相当額」の項目を追加し、当該金額についてマイナス表記とすることを可とします。また、第22-2号様式別添④も同様に記載することとします。なお、ごみ量変動による売電収入の変動リスクについては、搬入ごみ量について可能な限り配慮することで軽減されると考えます。
3	33	別紙3	1	(2)	-	運営業務に係る費用の対価	入札価格の低減のため、計画搬入ごみ量100%での売電収入としたいと考えております。事業収支計画を金融機関と協議するため、計画搬入ごみ量の100%を保証していただけないでしょうか。第1回質問および対面対話に加えての重ねての要望となることをご容赦願います。	100%の保証は出来ませんが、可能な限り配慮します。
4	34	別紙3	1	(3)	-	売電代行委託料収入	入札価格(あるいは予定価格)の算出条件について、下記の入札説明書等および質問回答を踏まえて、確認させてください。 入札価格は、第18号様式および入札説明書P33, 34から、施設的设计・建設・運営・維持管理(金利等を含む)にかかる一切の費用(サービス購入料A, B, C, D=プラス分)から、インセンティブ対象売電電力料相当額(市納付分=マイナス分)を差し引いた額と理解してよろしいでしょうか。つまり、基準売電電力料相当額の売電収入およびインセンティブ対象売電電力料相当額(事業者収入分)は、入札価格に含む(別の言い方では、第18号様式(入札価格内訳書)の②運営・維持管理に係る対価から控除されている)ものと理解してよろしいでしょうか。 【入札説明書等および長岡市様からの質問回答】 ・入札説明書に対する質問への回答(第1回)その②のNo. 8で、「入札価格には基準売電電力料相当額とインセンティブ対象売電電力料相当額の合計を反映するという理解でよろしいでしょうか。」との質問に、「ご理解のとおりです。」と回答いただいています。 ・一方で、同質問への回答のNo. 3では、「基準売電電力量の売電収入相当額は予定価格から引いた上で、基準売電電力量の超過分の半分が事業者の収益となるスキームです」とあり、基準売電電力料相当額のみが予定価格に含まれているように読み取れる記載があります。 ・また、入札説明書P23(6 提案の予定価格)では、施設的设计および建設に係る概算価格および運営に係る概算価格は、基準売電電力量に売電単価を掛け合わせた金額を差し引いているとあります。	入札価格の算出条件としては、No2の回答を踏まえて、施設的设计・建設・運営・維持管理(金利等を含む)にかかる一切の費用(サービス購入料A, B, C, D=プラス分)から、インセンティブ対象売電電力料相当額(市納付分=マイナス分)、基準売電電力料相当額、インセンティブ対象売電電力料相当額(事業者収入分)を差し引いて算出してください。なお、予定価格の算出に当たっては、最低限の売電収入と考える基準売電電力料相当額までのみを考慮して設計しています。インセンティブ対象売電電力料相当額(事業者収入分)はあくまでも、入札参加者の入札価格低減の余地として考え予定価格には考慮していません。

入札説明書に対する質問への回答（第2回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
5	34	別紙3	1	(3)	-	売電代行委託料収入	売電収入は長岡市様に帰属し、事業者は売電代行委託料を長岡市様から頂くことから、電力収入金課税は長岡市様のご負担と理解してよろしいでしょうか。	事業実施にあたり必要となる税金等は入札価格に見込んで算定してください。
6	34	別紙3	1	(3)	-	売電代行委託料収入	「[実売電収入－(売電代行委託料＋インセンティブ対象売電電力料(市納付分※))]＞0の場合、[実売電収入－(売電代行委託料＋インセンティブ対象売電電力料(市納付分))]の金額は市の収入」とありますが、これでは事業者インセンティブの原理が働かなくなり、入札価格の低減にも繋がりません。従いまして、提案単価より高く電力会社と契約出来た場合は、その差額分も含めて事業者収入としていただくよう検討をお願いします。一方で、市況の変化により提案単価で契約出来なかった場合の費用負担が事業者となっています。事業者でコントロールできないリスクであるため、官民の公平性が保たれる条件に見直していただくよう検討をお願いします。	原案のとおりとします。市況の変化のうち物価変動については、指標に基づく単価の見直しを行います。
7	38	別紙3	2	(3)	-	運営期間中の物価変動	売電代行委託料収入は毎年物価変動により改定されますが、物価変動協議時の売電単価と実際の契約時の売電単価に差が生じた場合は、事業者の収入(または負担)としていただくよう検討をお願いします。また、市況の変動により売電単価が大幅に変動した際には、不可抗力条項の適用を含め、長岡市様と協議させていただきたくお願いします。	前段について、売電代行委託料収入について、物価変動協議時の売電単価と契約時の単価が異なる場合、差分は市の収入とします。後段について、変動の理由が不可抗力にあたる場合はその規定に従います。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第2回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	節	1	(1)	1)	項目名	質問内容	回答
1	—	—	—	—	—	—	—	編集可能な要求水準書のデータをご提示願います。なお、入札説明書等に関する質問(第2回)の回答(8月21日まで)を待たずに早い段階で提供いただけないでしょうか。	Microsoft Office Word データを提供します。 入札説明書p7（ウ）の申込連絡先に連絡して下さい。
2	101	3	6	6	(4)	5)	誘引通風機特記事項	平成30年度の要求水準書(設計・建設編)に対する質問への回答(第2回)その②のNo. 8にて以下の質問・回答がございました。今回も同様と理解してよろしいでしょうか。 【質問】 本施設の計画では風量が小さく、両吸込・両端支持は特注品となり、汎用品となりません。メンテナンス製を考慮して形式は同規模以上の施設で実績のある片吸込、片側支持を提案してもよろしいでしょうか。 【回答】 同規模施設での導入実績、片吸込み・片側支持に問題（ガスのリーク、軸振れ防止機能等）がないこと及び特注品となることが証明可能な場合は、事業者提案に委ねます。	ご理解のとおりです。

要求水準書（管理・運営編）に対する質問への回答（第2回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	節	1	(1)	1)	項目名	質問内容	回答
1	14	4	4	—	(5)	—	適正運転	「S P Cは、本施設より発生する資源物が…『第2章 第3節 7品質基準』等を満たし、有価物として取引可能な状態となるように適切に運転すること。」とありますが、品質基準を満たしていても市況により有価物として取引できない場合があります。従いまして、「有価物として取引可能な状態となるように」は削除いただき、要求水準書（設計・建設編）でお示しいただいている品質基準を満足することを条件としてしていただくようお願いいたします。	要求水準書に示すとおりとします。ただし、市況については配慮したうえで、事業者の業務履行状況を判断します。

様式集に対する質問への回答（第2回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	様式	別添 No.	項目名1	項目名2	質問内容	回答
1	24	第18号	—	入札価格内訳書	—	入札価格内訳書の記載方法について確認させていただきます。 「②運営・維持管理に係る対価（エ+オ+カ）」を記載する欄に、「キ 消費税及び地方消費税相当額」が含まれておりません。 「①設計・建設に係る対価（ア+イ+ウ）」と同様に、「キ 消費税及び地方消費税相当額」も含めると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです